

3. 大気汚染常時監視測定結果

平成 30 年度の測定結果を、主に環境基準と比較して述べる。

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素については年間 6,000 時間以上、微小粒子状物質については年間 250 日以上の測定を行った測定局を有効測定局といい、これに該当しなかった測定局は環境基準の長期的評価の対象とされていない。

平成 30 年度は、すべての項目において全測定局が有効測定局となった。

(1) 二酸化硫黄

硫黄酸化物の大気汚染は、工場、事業所、住宅排出ガスなどの固定発生源およびディーゼル車、船舶などの移動発生源がその対象となっている。

平成 30 年度は、一般環境大気測定局 4 局と自動車排出ガス測定局 1 局で二酸化硫黄を測定した。全 5 局が有効測定局であり、次表のとおり全測定局で環境基準を達成した。

大気汚染物質の経年変化は、年平均値で評価するのが普通である。最近 10 年間の経年変化（年平均値）をみると、ここ数年は横ばい傾向にある。

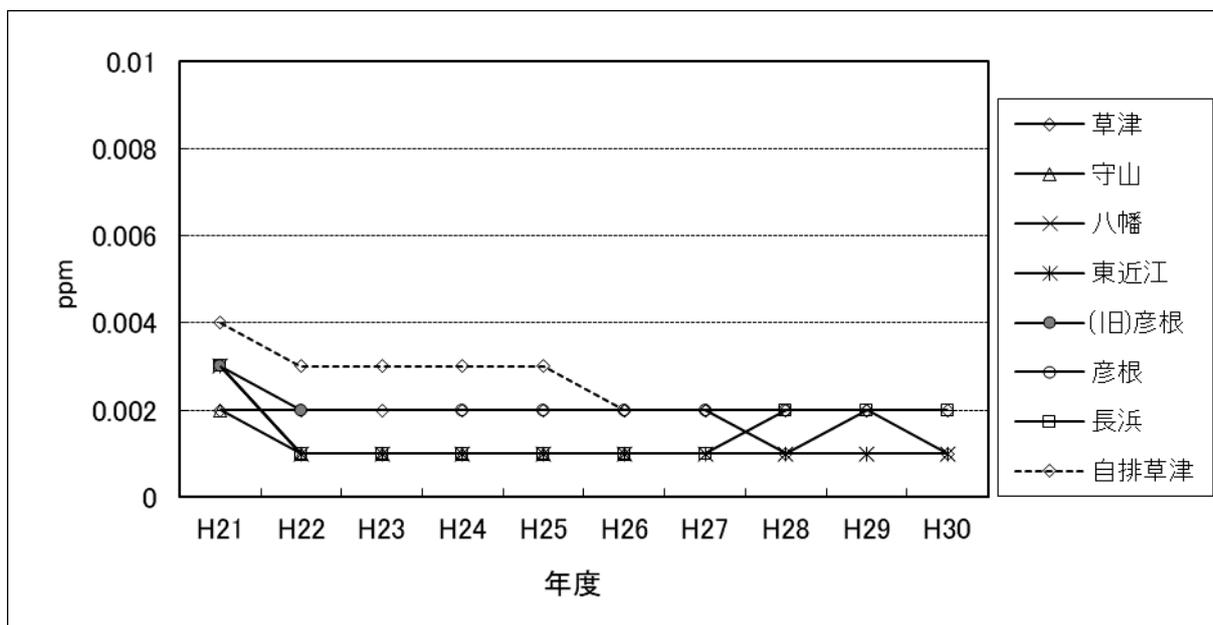
1) 二酸化硫黄(SO₂)の年間値

(平成 30 年度)

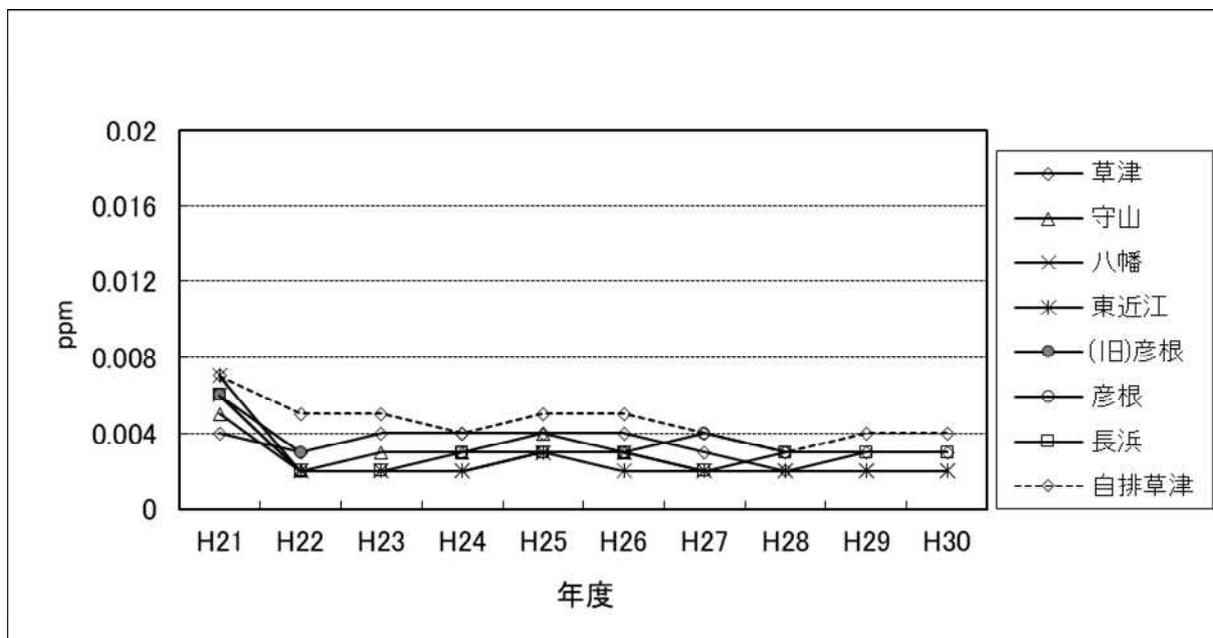
測定局	有効測定日数		年平均値	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04 ppmを超えた日数
	日	時間		時間	%	日	%				
草津	361	8564	0.001	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	○	0
八幡	359	8593	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0
東近江	363	8667	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0
長浜	362	8647	0.002	0	0.0	0	0.0	0.006	0.003	○	0
自排草津	363	8587	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004	○	0

注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04 ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04 ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数については除外しない。

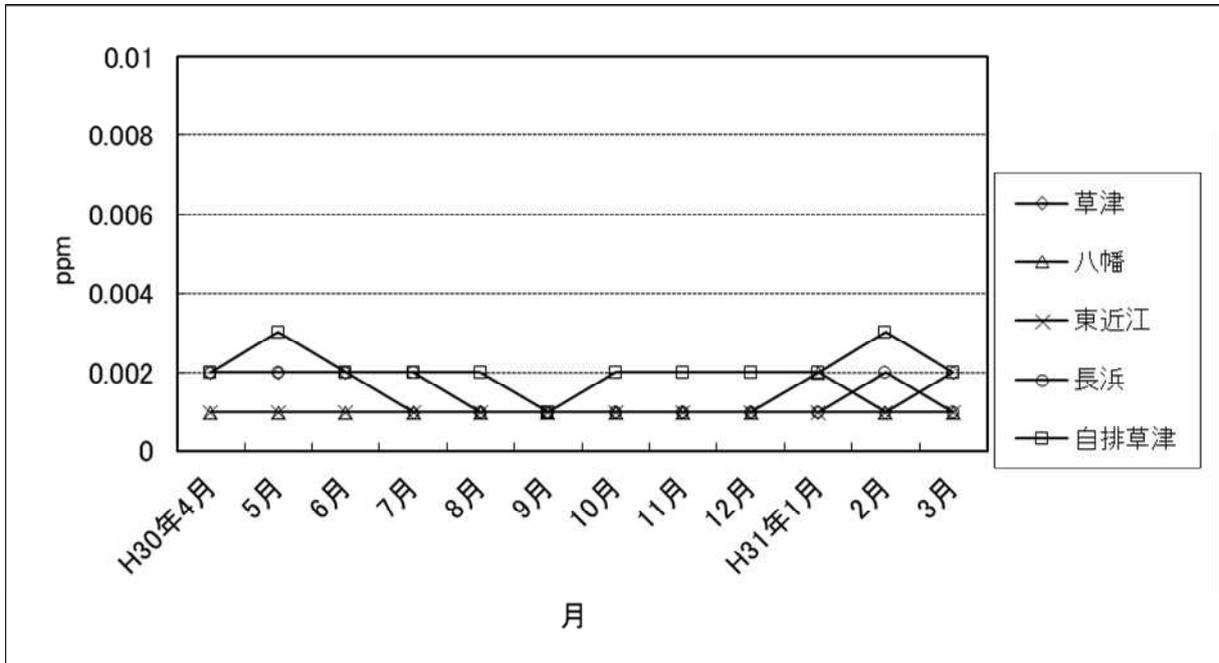
2) 二酸化硫黄(SO₂)の年平均値の経年変化(過去10年)



3) 二酸化硫黄(SO₂)の日平均の2%除外値の経年変化(過去10年)



4) 二酸化硫黄(SO₂)の月平均値(経月変化)



(2) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質（PM）のうち、10 μm（0.01 mm）以下のものをいう。粒子状物質は、石炭・石油系燃料、廃棄物処理などにおける燃焼から排出されるもの、生産過程からの発じん、自動車走行にともなう道路ダストの舞い上がり等の人為的要因によるものと、土壌の舞い上がり、海洋等の自然的要因により発生するものがある。

平成30年度は、一般環境大気測定局6局と自動車排出ガス測定局1局で浮遊粒子状物質を測定した。全7局が有効測定局であり、次表のとおり全測定局で環境基準を達成した。

最近10年間の経年変化（年平均値）をみると、ここ数年は減少傾向にある。

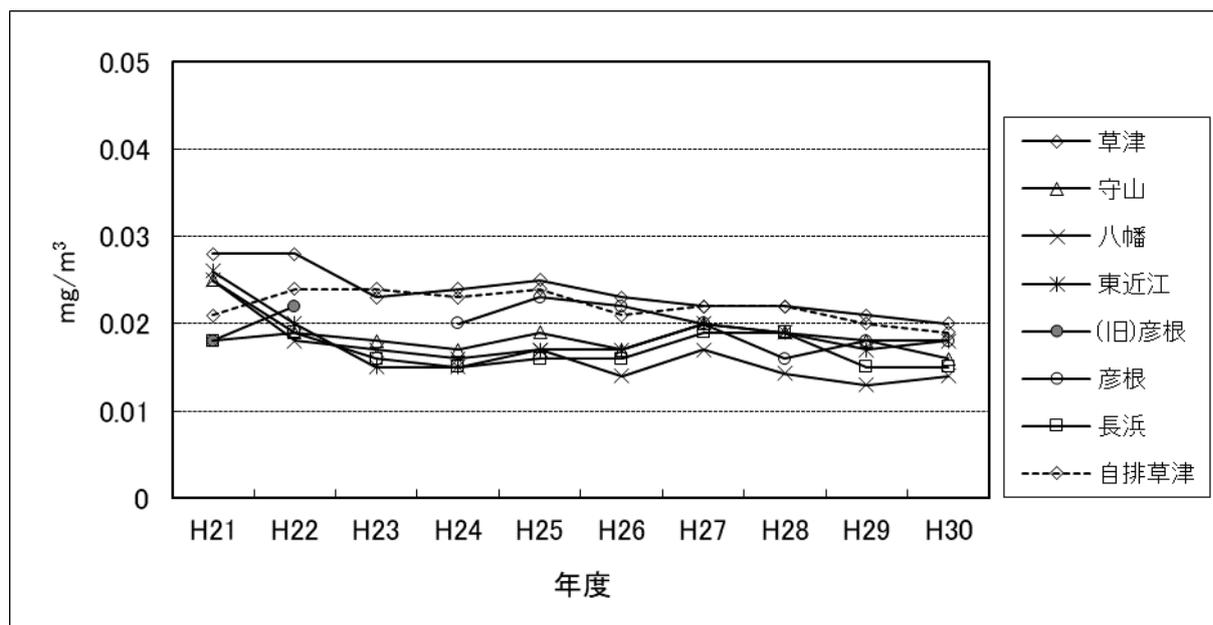
1) 浮遊粒子状物質(SPM)の年間値

(平成30年度)

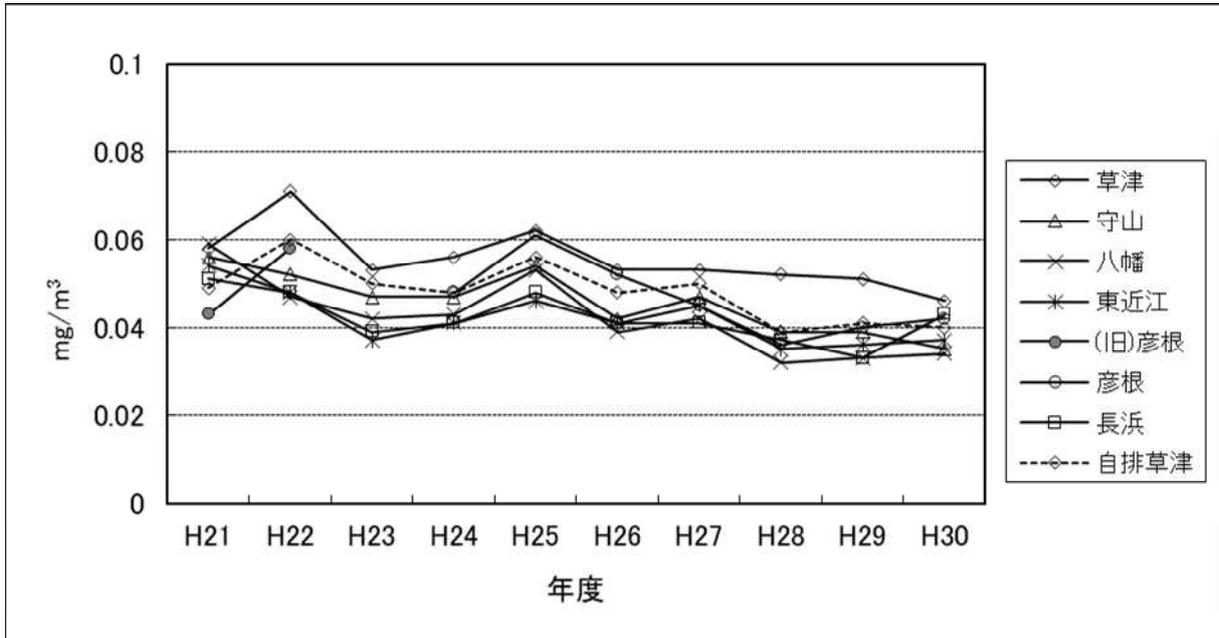
測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数
				時間	%	日	%				
草津	352	8551	0.020	0	0.0	0	0.0	0.132	0.046	有×無○	○
守山	322	7704	0.016	0	0.0	0	0.0	0.130	0.035	○	○
八幡	363	8661	0.014	0	0.0	0	0.0	0.070	0.034	○	○
東近江	363	8664	0.018	0	0.0	0	0.0	0.079	0.037	○	○
彦根	363	8678	0.018	0	0.0	0	0.0	0.103	0.042	○	○
長浜	324	7767	0.015	0	0.0	0	0.0	0.083	0.043	○	○
自排草津	361	8637	0.019	0	0.0	0	0.0	0.093	0.040	○	○

注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10 mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数については除外しない。

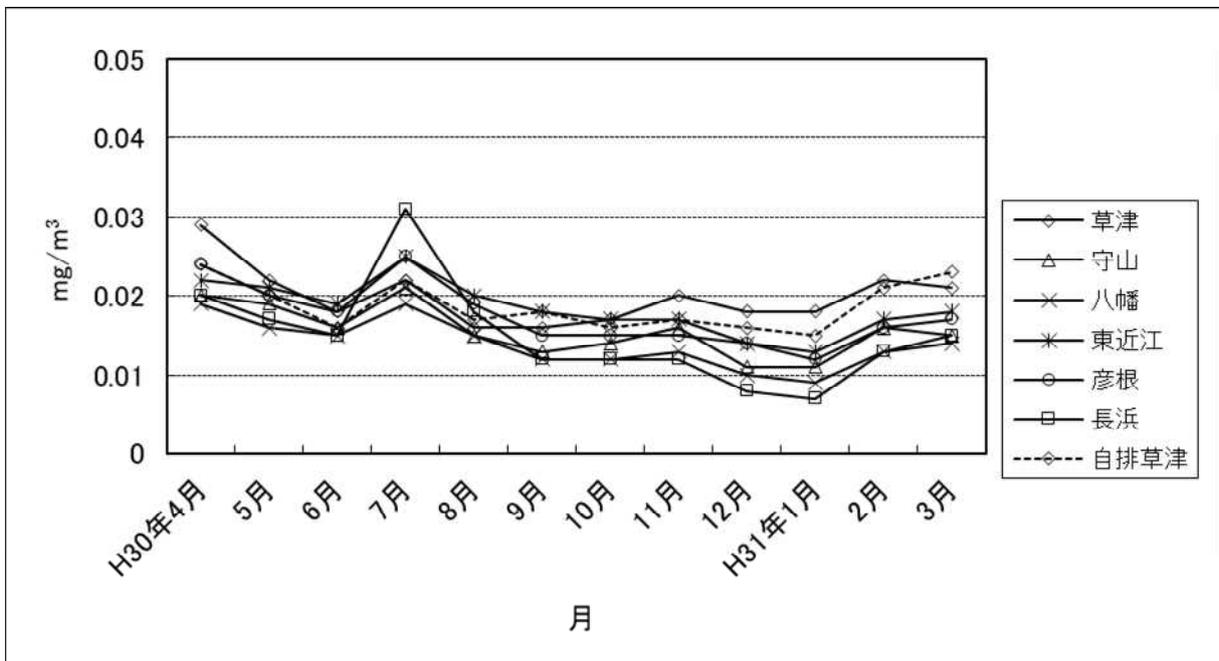
2) 浮遊粒子状物質(SPM)の年平均値の経年変化(過去10年)



3) 浮遊粒子状物質 (SPM) の日平均の 2%除外値の経年変化 (過去 10 年)



4) 浮遊粒子状物質 (SPM) の月平均値 (経月変化)



(3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、オゾン(O_3)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)などの酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物(NO_x)と炭化水素(HC)が太陽の紫外線を受けて、光化学反応をした結果生成する。

平成 8 年(1996 年)10 月に、大気汚染防止法施行規則が改正され、従来の湿式測定法(中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法)に加えて、新たに紫外線吸収法又は化学発光法の乾式測定法が追加された。

測定結果は、光化学反応の行われる昼間の時間(5時から20時まで)について示した。

ア) 環境基準との比較

オキシダントの環境基準の評価方法では、0.06 ppm を超えた測定値が1時間でもあれば不適合となる。各測定局において0.06 ppm を超えた時間数は、昼間測定時間数に対して、平成30年度は4.2%(自排草津局)~6.9%(彦根局)の範囲であり、環境基準は全局非達成であった。

イ) 光化学スモッグ注意報の発令状況

本県においては、大気汚染防止法第23条の規定に基づく緊急時の措置に関して、「滋賀県光化学スモッグ対策実施要綱」により、光化学スモッグ注意報等の発令基準など必要な事項を定めている。平成30年度は、光化学スモッグ注意報の発令はなかった。

ウ) 経年変化

昼間の1時間値の年平均値において、最近10年間の経年変化をみると、一般環境大気測定局では概ね横ばい、自動車排出ガス測定局では微増傾向にある。

エ) 新指標による評価

従来の評価方法(1時間値が0.06 ppm 以下であること)では、気象要因による年ごとの変動が大きいことから、新たな指標(新指標)での評価方法も導入されている。新指標では、1日における8時間平均値の最高値のうち、年間上位1%を除いた値の、3年平均で評価する。新指標によると、長期的な動きとしては若干の変動はあるものの、概ね横ばい傾向を示している。

1) オキシダント (Ox) の年間値

(平成 30 年度)

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
草津	365	5358	0.032	51	271	0	0	0.110	0.044
守山	365	5393	0.035	57	342	0	0	0.118	0.048
甲賀	365	5382	0.034	54	336	0	0	0.105	0.047
八幡	365	5394	0.035	56	335	0	0	0.108	0.048
東近江	365	5400	0.035	56	355	0	0	0.108	0.048
彦根	365	5398	0.036	66	371	0	0	0.109	0.049
長浜	365	5395	0.036	59	351	0	0	0.106	0.048
高島	362	5336	0.037	59	288	0	0	0.106	0.049
自排草津	365	5391	0.029	44	225	0	0	0.110	0.044

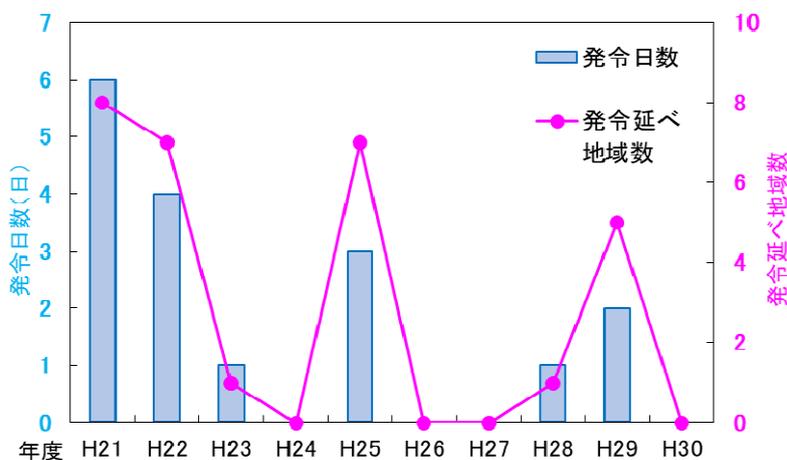
注) 昼間とは5時から20時までの時間帯を言う。従って、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

2) 光化学スモッグ注意報等発令基準

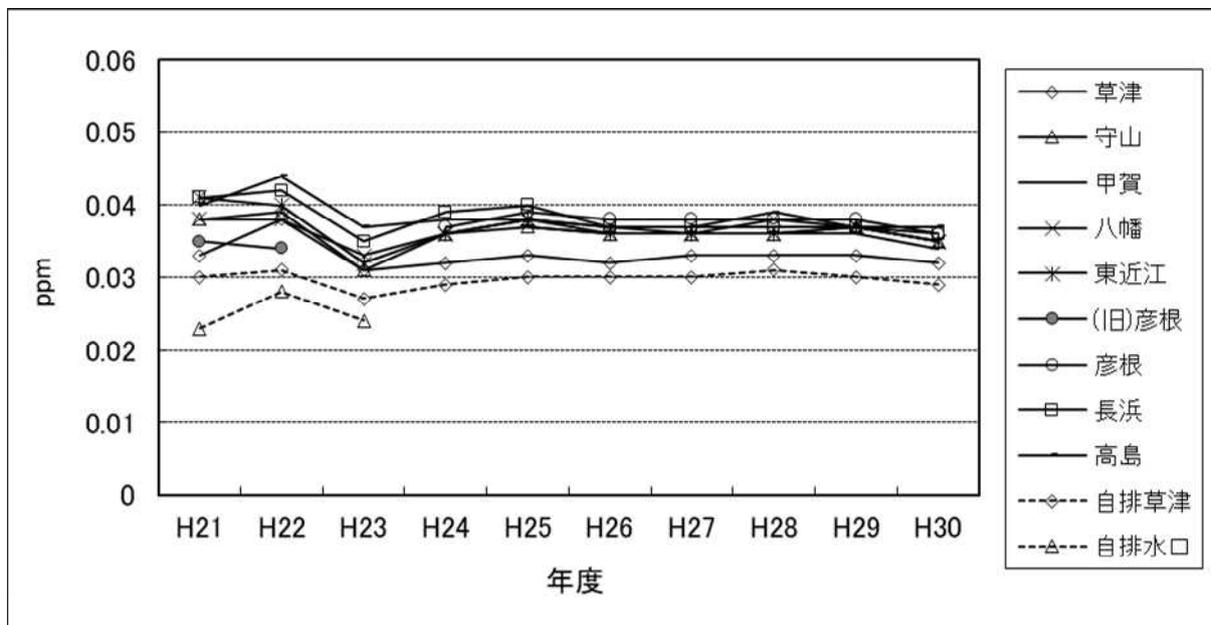
区分	発令基準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上になり、気象条件から見て、その濃度が継続すると認められるとき。
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24 ppm以上になり、気象条件から見て、その濃度が継続すると認められるとき。
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40 ppm以上になり、気象条件から見て、その濃度が継続すると認められるとき。

3) 光化学スモッグ注意報発令の年次推移 (過去10年)

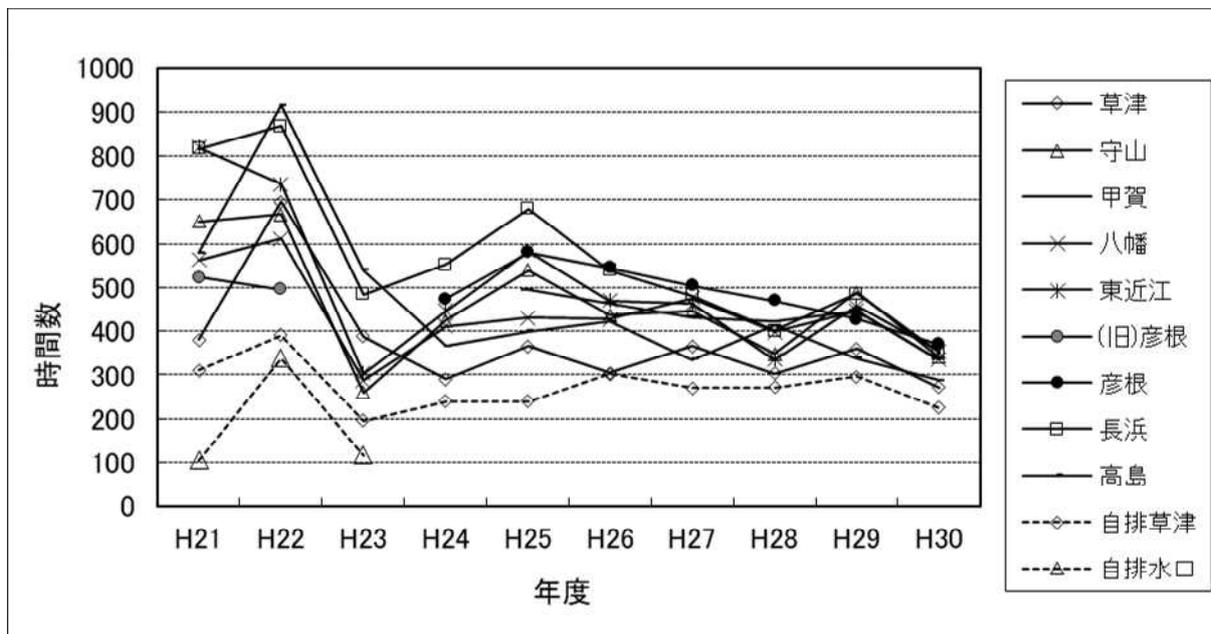
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
発令日数	6	4	1	0	3	0	0	1	2	0
発令延べ地域数	8	7	1	0	7	0	0	1	5	0



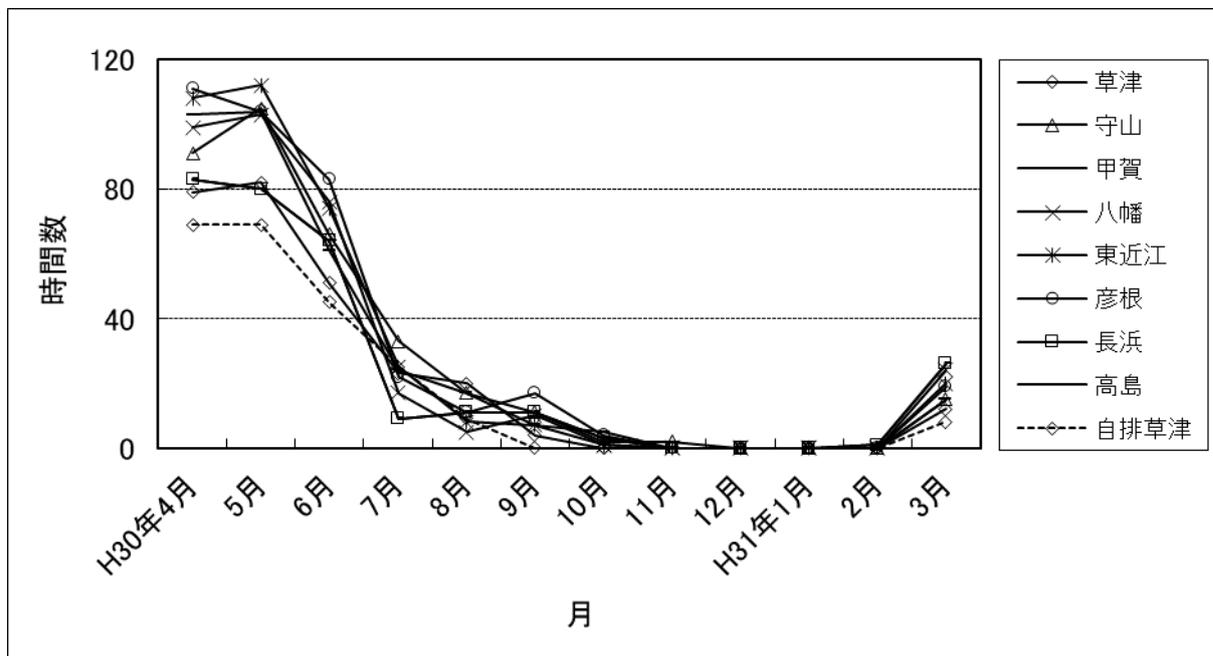
4) オキシダント (Ox) の年平均値 (昼間の1時間値) の経年変化 (過去10年)



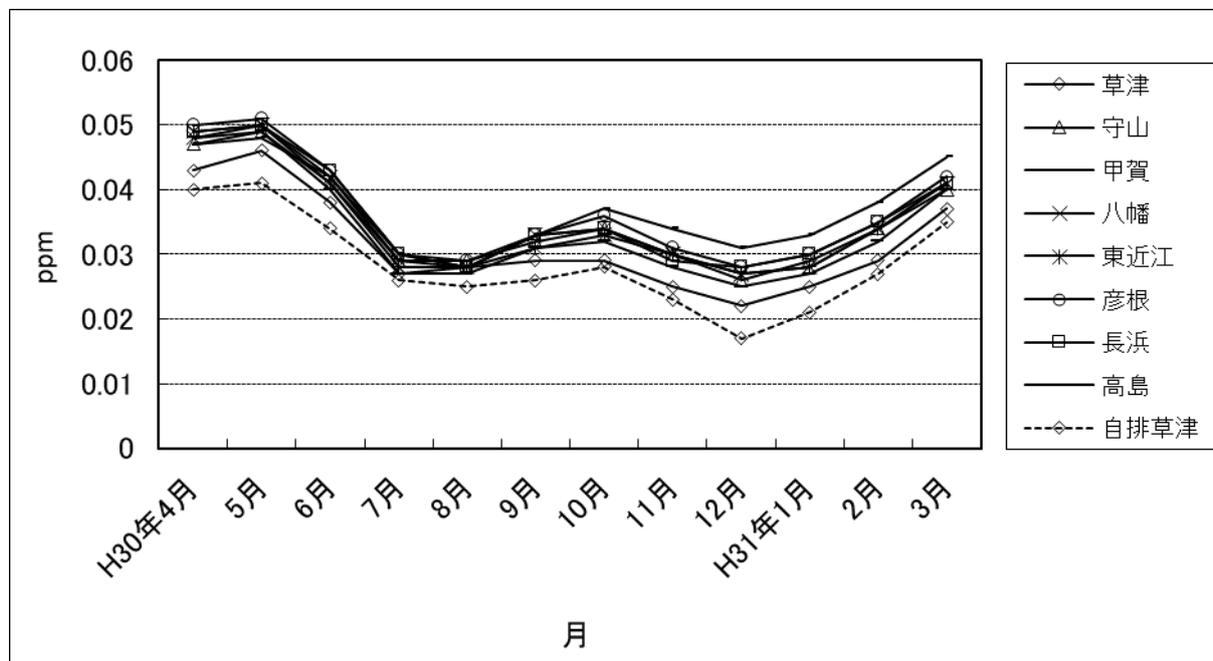
5) オキシダント (Ox) の昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数 (過去10年)



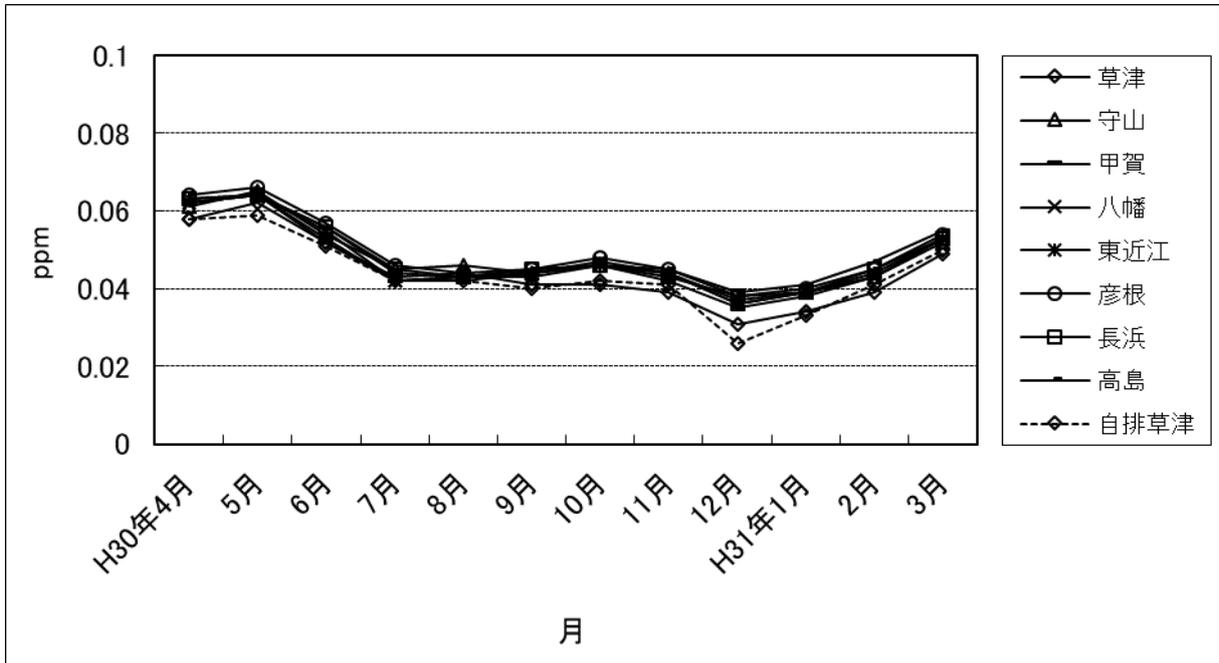
6) オキシダント (O₃) の昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数 (経月変化)



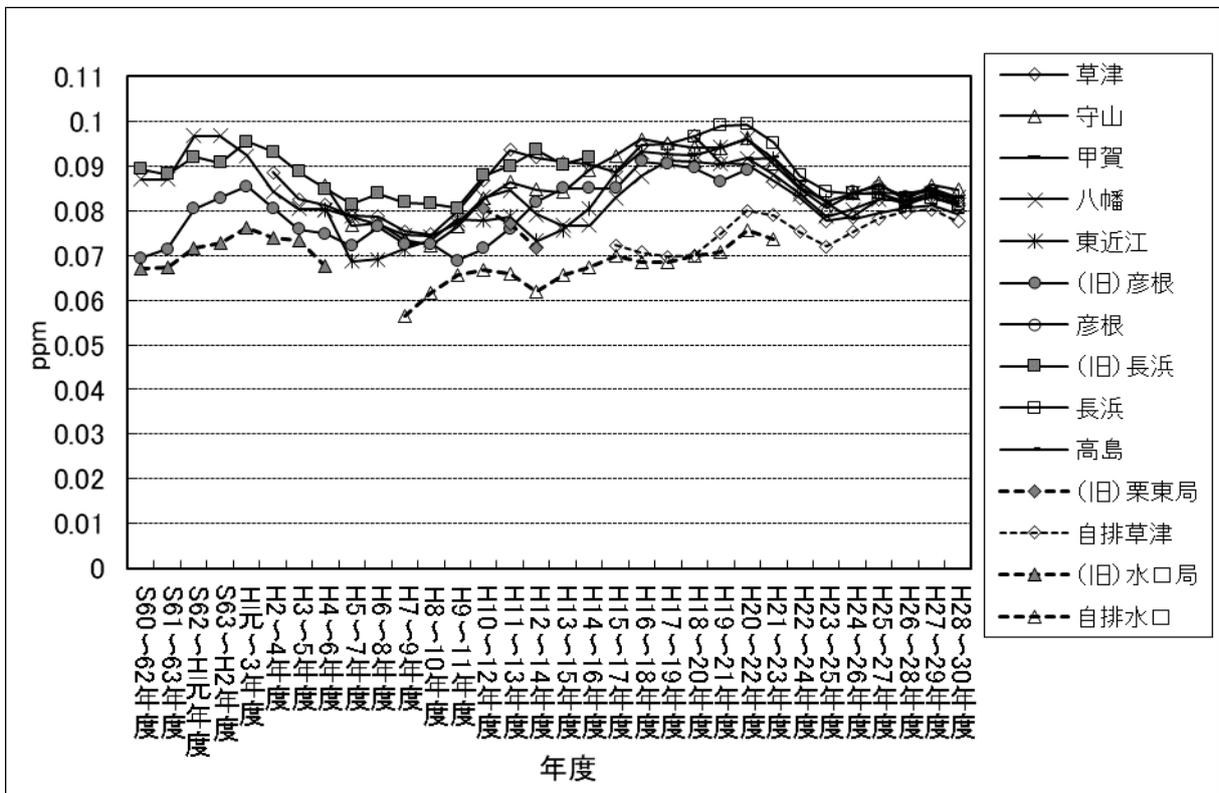
7) オキシダント (O₃) の昼間の1時間値の月平均値 (経月変化)



8) オキシダント (Ox) の昼間の日最高1時間値の月平均値 (経月変化)



9) 新指標による光化学オキシダントの経年変化



(4) 窒素酸化物

窒素酸化物は、発生源から大気中へは大部分が一酸化窒素の形で放出されるが、拡散の過程で酸化され、二酸化窒素に変化する。二酸化窒素は、一酸化窒素に比べて人体への影響が大きいので、現在の環境基準では二酸化窒素について定められている。

滋賀県では、平成 21 年度までザルツマン試薬を用いる吸光光度法によって、現在では化学発光法によって、一酸化窒素と二酸化窒素をそれぞれ測定している。吸光光度法に関しては、ザルツマン係数 0.84、酸化率 70%を用いて計算した数値を表わしている。

平成 30 年度は、一般環境大気測定局 7 局と自動車排出ガス測定局 1 局で窒素酸化物を測定した。全 8 局が有効測定局であり、次表のとおり全測定局で環境基準を達成した。

最近 10 年間の経年変化をみると、減少傾向が続いている。

1) 二酸化窒素 (NO₂) の年間値

(平成 30 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が 0.2 ppm を超えた時間数とその割合		1時間値が 0.1 ppm 以上 0.2 ppm 以下の時間数とその割合		日平均値が 0.06 ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm 以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が 0.06 ppm を超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
草津	361	8565	0.010	0.048	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0
守山	363	8656	0.008	0.045	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
甲賀	363	8659	0.007	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0
八幡	347	8571	0.007	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
東近江	363	8666	0.007	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0
彦根	363	8586	0.007	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
長浜	363	8660	0.007	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0
自排草津	363	8662	0.019	0.064	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.035	0

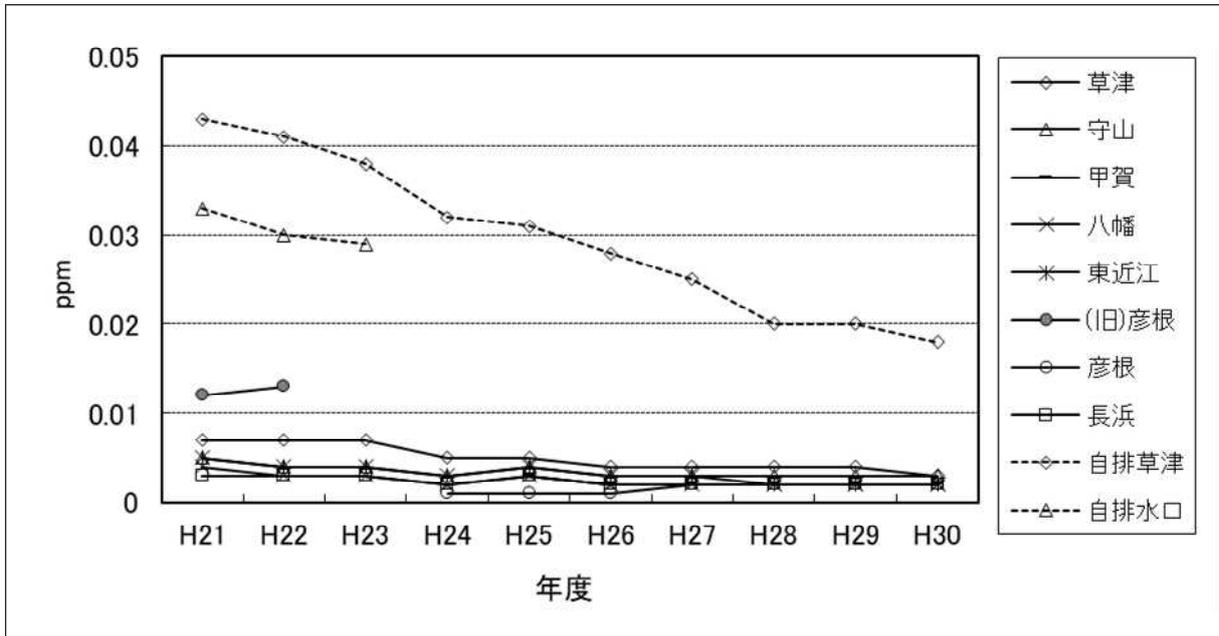
注)「98%評価による日平均値が 0.06 ppm を超えた日数」とは、1 年間のうち低い方から 98%の範囲にあつてかつ、0.06 ppm を超えたものの日数。

2) 一酸化窒素 (NO) ・ 窒素酸化物 (NO+NO₂) の年間値

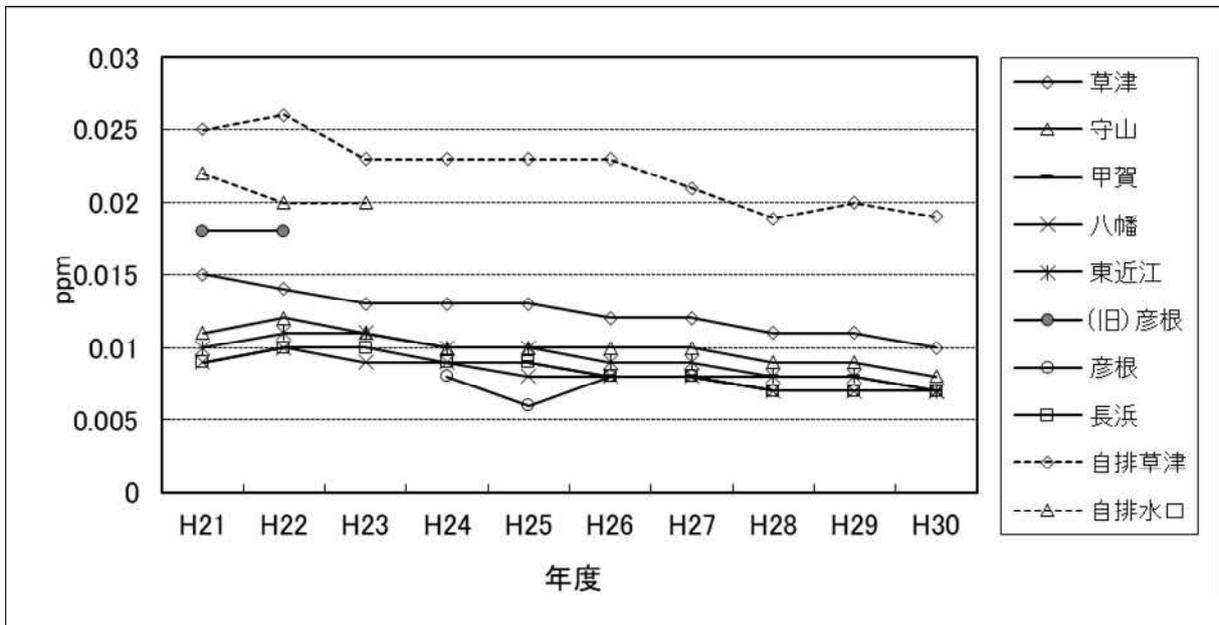
(平成 30 年度)

測定値	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値の NO ₂ / (NO+NO ₂)
	日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
草津	361	8565	0.003	0.092	0.017	361	8565	0.014	0.123	0.040	76.8
守山	363	8656	0.003	0.069	0.011	363	8656	0.011	0.102	0.031	75.6
甲賀	363	8659	0.002	0.038	0.005	363	8659	0.009	0.068	0.020	77.6
八幡	347	8571	0.002	0.039	0.005	347	8571	0.008	0.062	0.022	79.4
東近江	363	8666	0.002	0.041	0.006	363	8666	0.009	0.070	0.025	78.2
彦根	363	8586	0.002	0.036	0.005	363	8586	0.009	0.062	0.022	81.7
長浜	363	8660	0.002	0.041	0.005	363	8660	0.008	0.068	0.020	78.5
自排草津	363	8662	0.018	0.184	0.050	363	8662	0.037	0.227	0.082	50.8

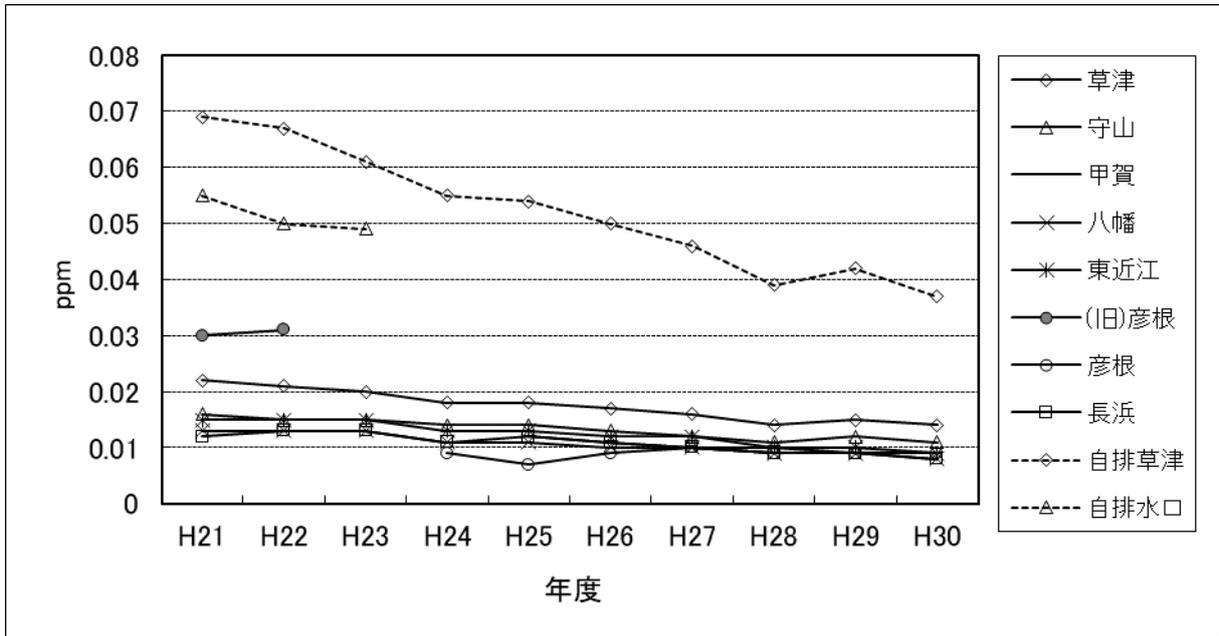
3) 一酸化窒素(NO)の年平均値の経年変化(過去10年)



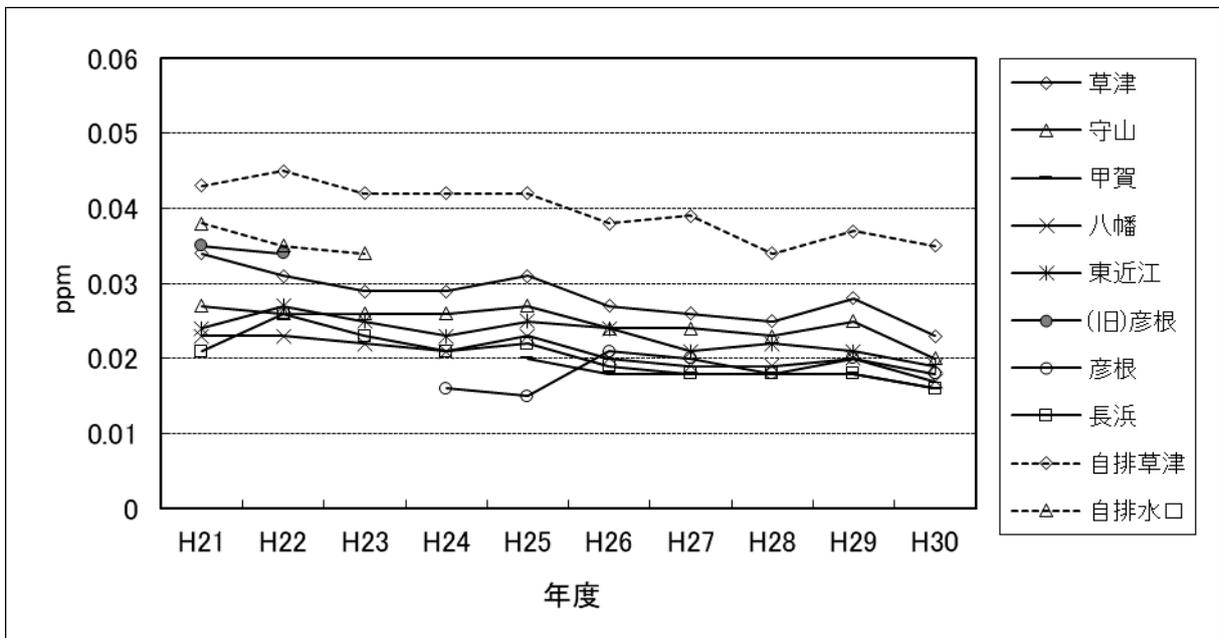
4) 二酸化窒素(NO₂)の年平均値の経年変化(過去10年)



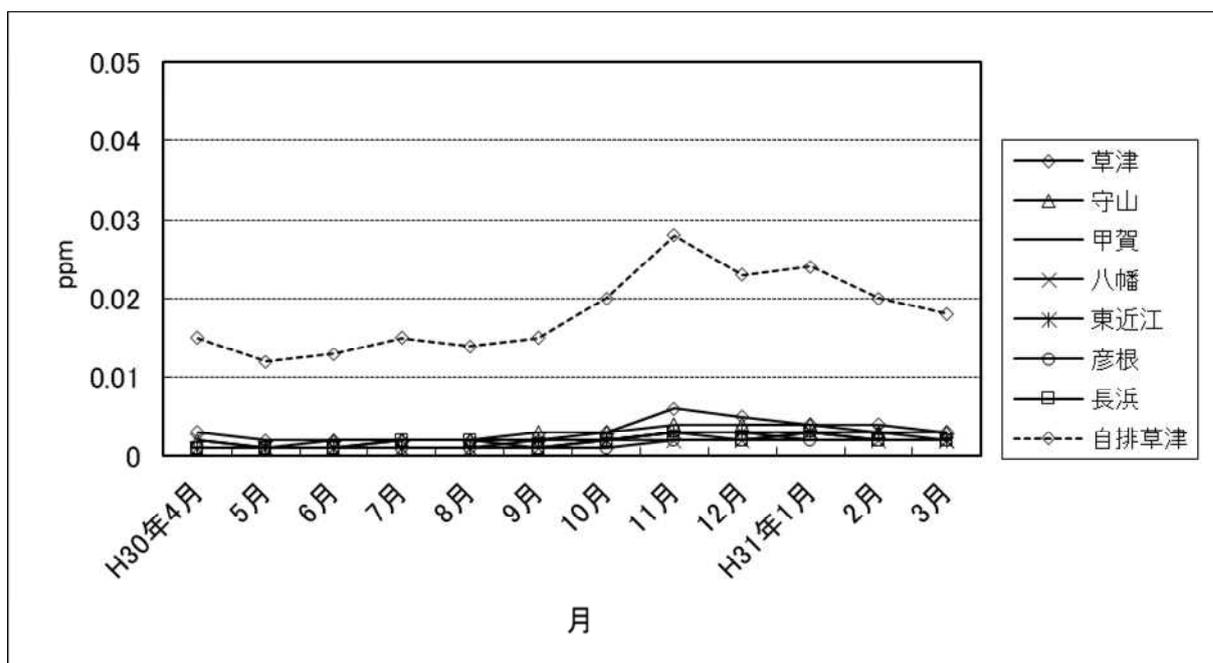
5) 窒素酸化物 (NO+NO₂) の年平均値の経年変化 (過去 10 年)



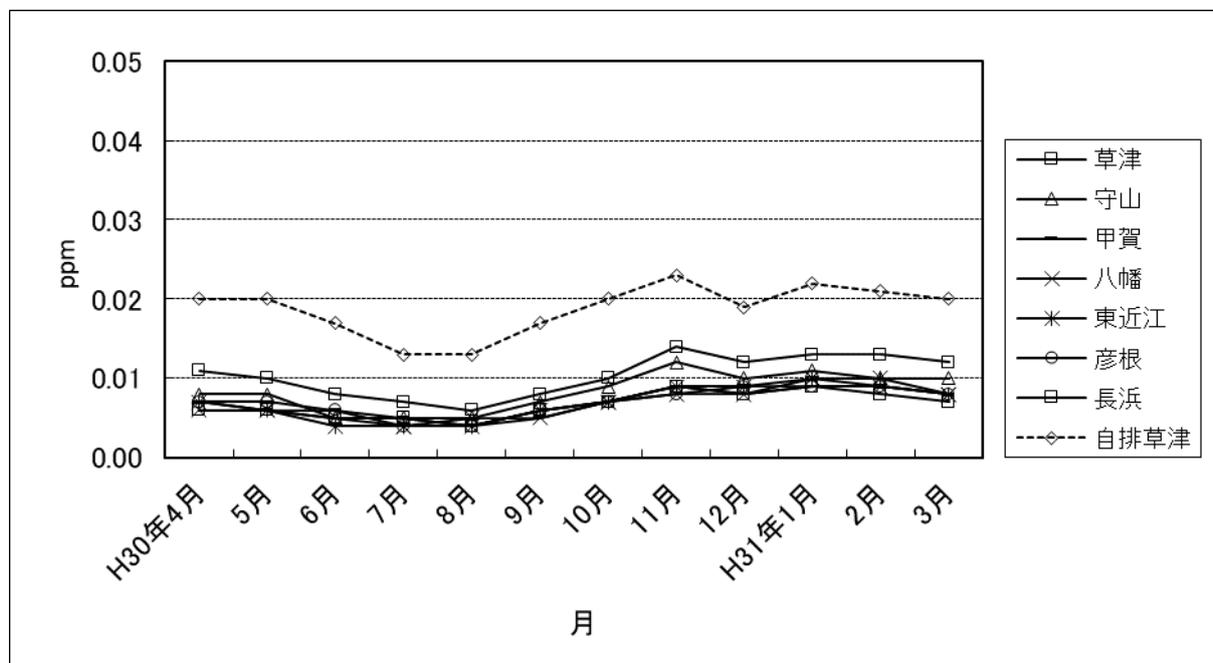
6) 二酸化窒素 (NO₂) の日平均値の年間 98%値の経年変化 (過去 10 年)



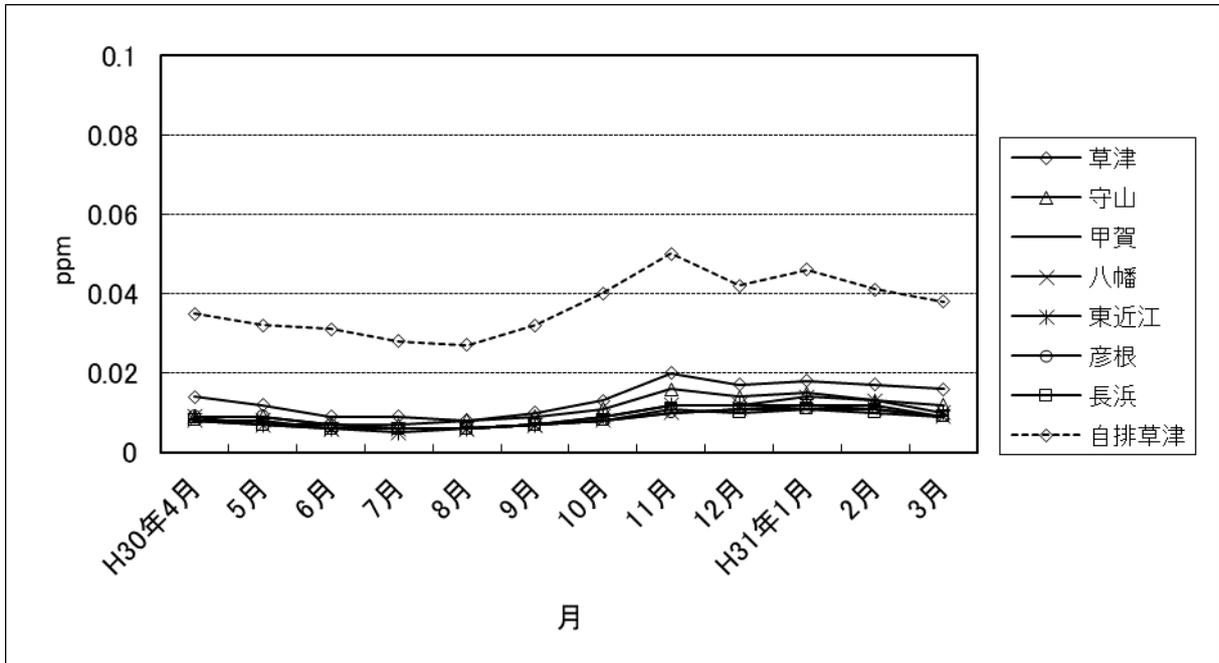
7) 一酸化窒素 (NO) の月平均値 (経月変化)



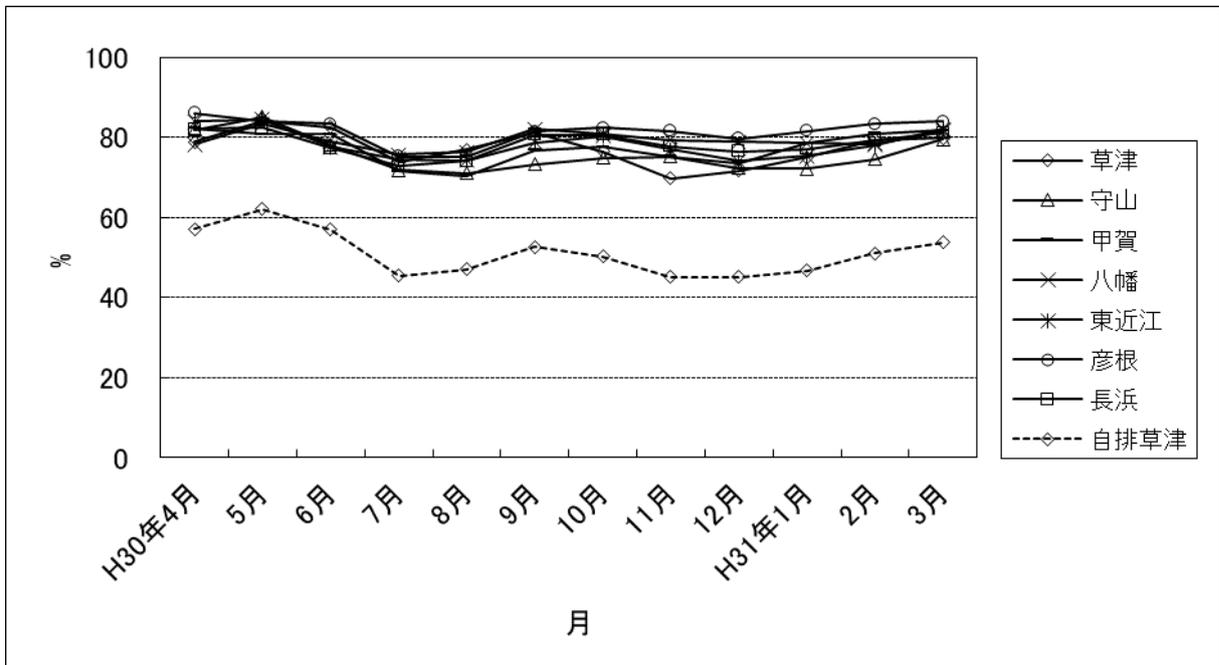
8) 二酸化窒素 (NO₂) の月平均値 (経月変化)



9) 窒素酸化物 (NO+NO₂) の月平均値 (経月変化)



10) NO₂ / (NO+NO₂) 比の月平均値 (経月変化)



(5) 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼によって発生するもので、自動車が主な発生源（移動発生源）である。このため一酸化炭素による大気汚染は、交通量の多い交差点や道路沿いで特に著しく現れる。

平成 30 年度は、自動車排出ガス測定局 1 局で一酸化炭素を測定した。全 1 局が有効測定局であり、次表のとおり環境基準を達成した。

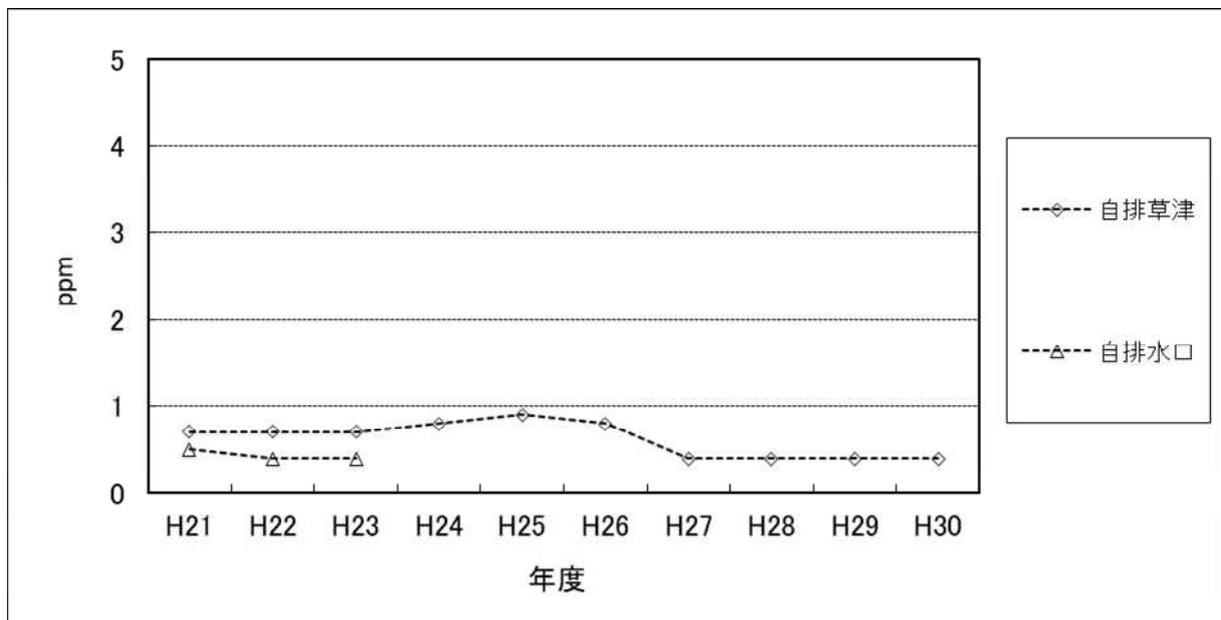
最近 10 年間の経年変化をみると、ここ数年は横ばい傾向にある。

1) 一酸化炭素(CO)の年間値

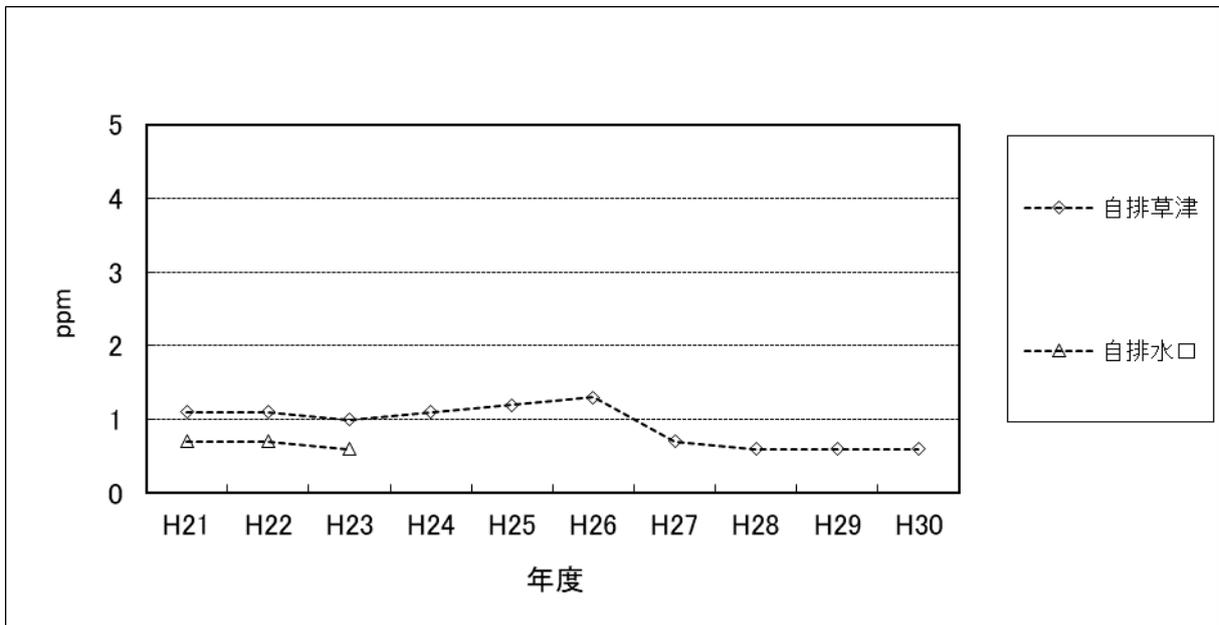
(平成 30 年度)

測定局	有効測定日数		年平均値	8時間値が20 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10 ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準値の長期的評価による日平均値が10 ppmを超えた日数
	日	時間		ppm	回	%	日	%	日				
自排草津	363	8681	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.2	0.6	○	0

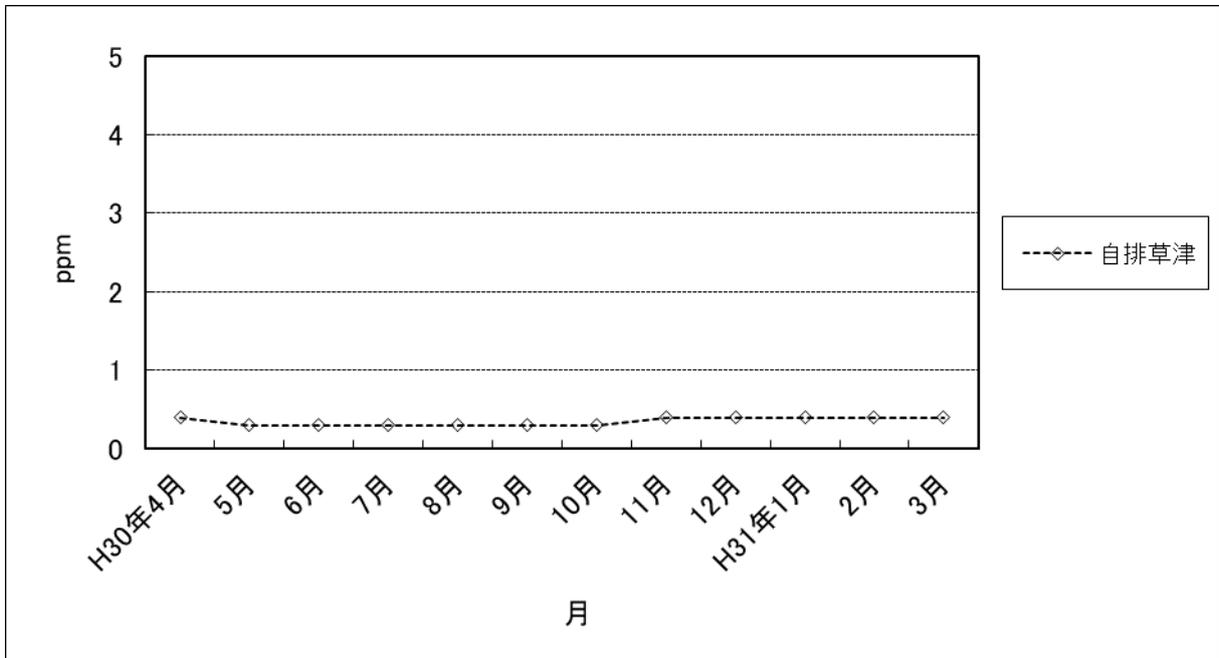
2) 一酸化炭素(CO)の年平均値の経年変化(過去10年)



3) 一酸化炭素(CO)の日平均の2%除外値の経年変化(過去10年)



4) 一酸化炭素(CO)の月平均値(経月変化)



(6) 炭化水素（メタン及び非メタン炭化水素）

炭化水素は、光化学オキシダント生成に大きな影響を持つ物質として、従来から注目されているが、非メタン炭化水素としての環境基準は、いまだ設定されていない。しかし、中央公害対策審議会の昭和51年8月31日付の答申では、光化学オキシダントの日最高1時間値0.06 ppmに対応する値として、午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値0.20 ppm Cから0.31 ppm C（炭素原子数を基準として表した ppm 値）が指針値として示されている。

平成30年度は、一般環境大気測定局4局と自動車排出ガス測定局1局で炭化水素を測定した。非メタン炭化水素については、うち4局において指針値を超えており、最近10年間の経年変化をみると、減少傾向にある。

1) 非メタン炭化水素(NMHC)の年間値

(平成30年度)

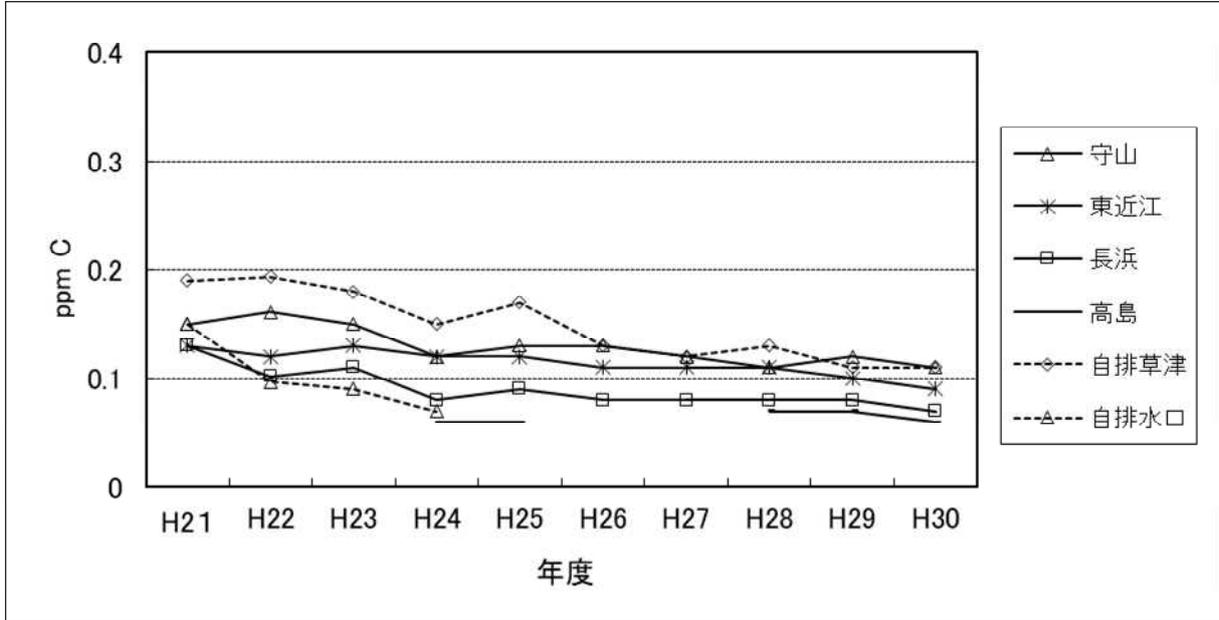
測定局	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時の測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20 ppm Cを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31 ppm Cを超えた日数とその割合	
					最高値	最低値	日	%	日	%
	時間	ppm C	ppm C	日	ppm C	日				
守山	8639	0.11	0.15	364	0.59	0.03	97	26.6	28	7.7
東近江	8297	0.09	0.11	350	0.34	0.03	18	5.1	1	0.3
長浜	8619	0.07	0.09	363	0.37	0.00	17	4.7	1	0.3
高島	8566	0.06	0.07	361	0.19	0.03	0	0.0	0	0.0
自排草津	8617	0.11	0.14	363	0.54	0.01	71	19.6	27	7.4

2) メタン(CH₄)および全炭化水素(T-HC)の年間値

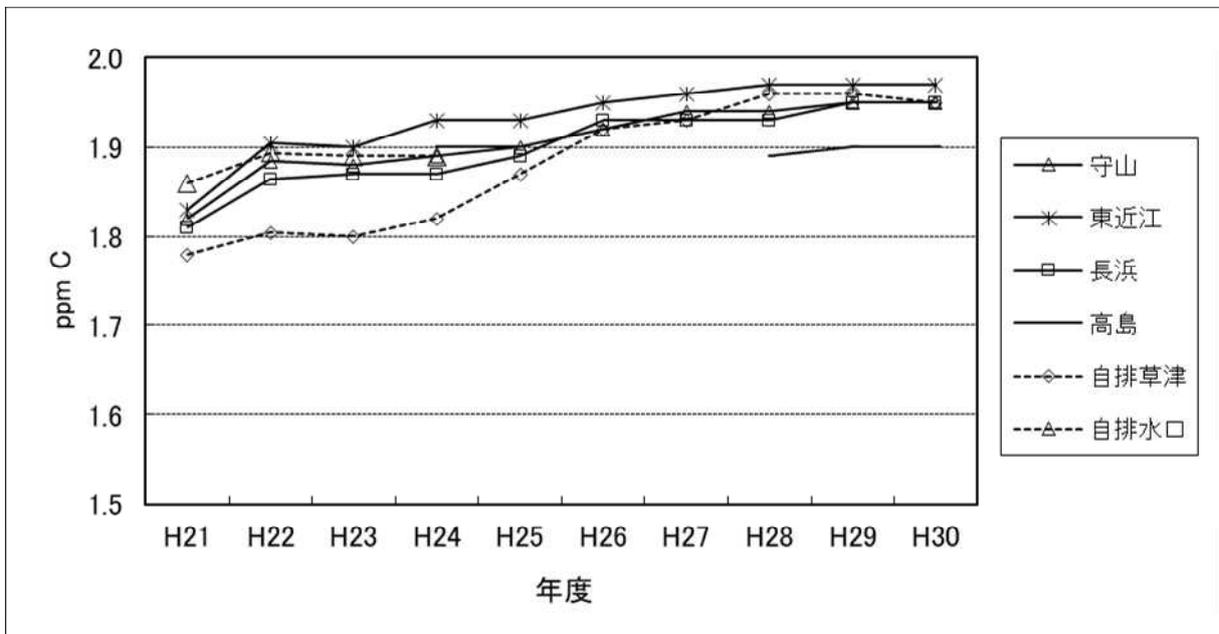
(平成30年度)

測定局	メタン(CH ₄)						全炭化水素(T-HC)					
	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時の測定日数	6～9時3時間平均値		測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時の測定日数	6～9時3時間平均値	
					最高値	最低値					最高値	最低値
時間	ppm C	ppm C	日	ppm C	ppm C	時間	ppm C	ppm C	日	ppm C	ppm C	
守山	8639	1.95	1.98	364	2.22	1.79	8639	2.06	2.13	364	2.69	1.82
東近江	8297	1.97	2.00	350	2.20	1.79	8297	2.06	2.11	350	2.46	1.83
長浜	8621	1.95	1.96	363	2.11	1.80	8619	2.02	2.05	363	2.36	1.83
高島	8566	1.90	1.90	361	2.11	1.77	8566	1.96	1.97	361	2.24	1.80
自排草津	8617	1.95	1.97	363	2.17	1.80	8617	2.06	2.11	363	2.62	1.81

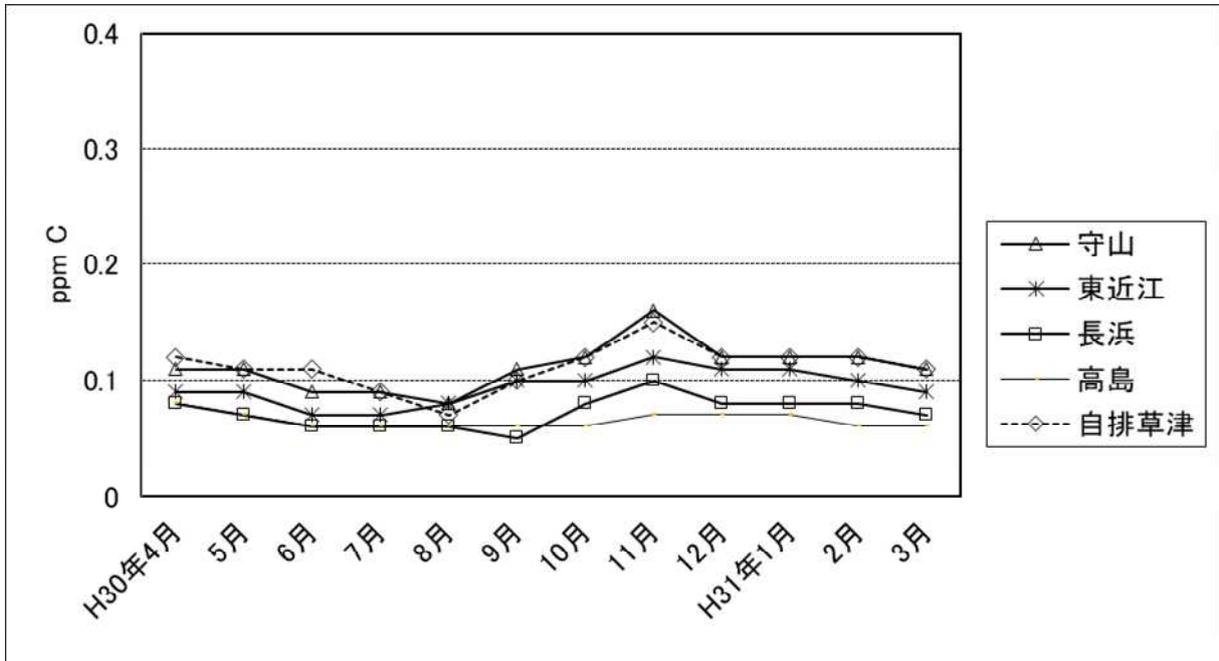
3) 非メタン炭化水素(NMHC)の年平均値の経年変化(過去10年)



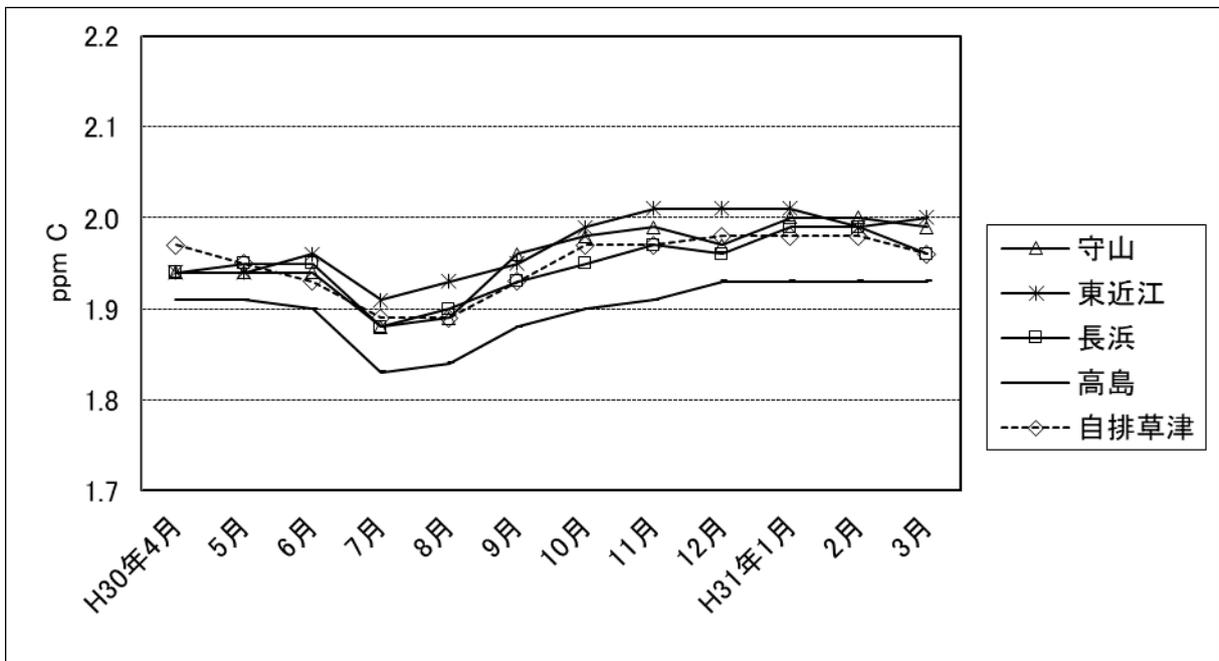
4) メタン(CH₄)の年平均値の経年変化(過去10年)



5) 非メタン炭化水素(NMHC)の月平均値(経月変化)



6) メタン(CH₄)の月平均値(経月変化)



(7) 微小粒子状物質

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。浮遊粒子状物質の中でも粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質は、呼吸器系の奥深くまで入りやすいこと、粒子表面に様々な有害成分が吸収・吸着されていること等から、近年、健康影響が懸念されている。

平成 30 年度は、一般環境大気測定局 8 局と自動車排出ガス測定局 1 局で微小粒子状物質を測定した。全 9 局が有効測定局であり、次表のとおり全局で環境基準を達成した。

最近 10 年間の経年変化をみると、減少傾向にある。

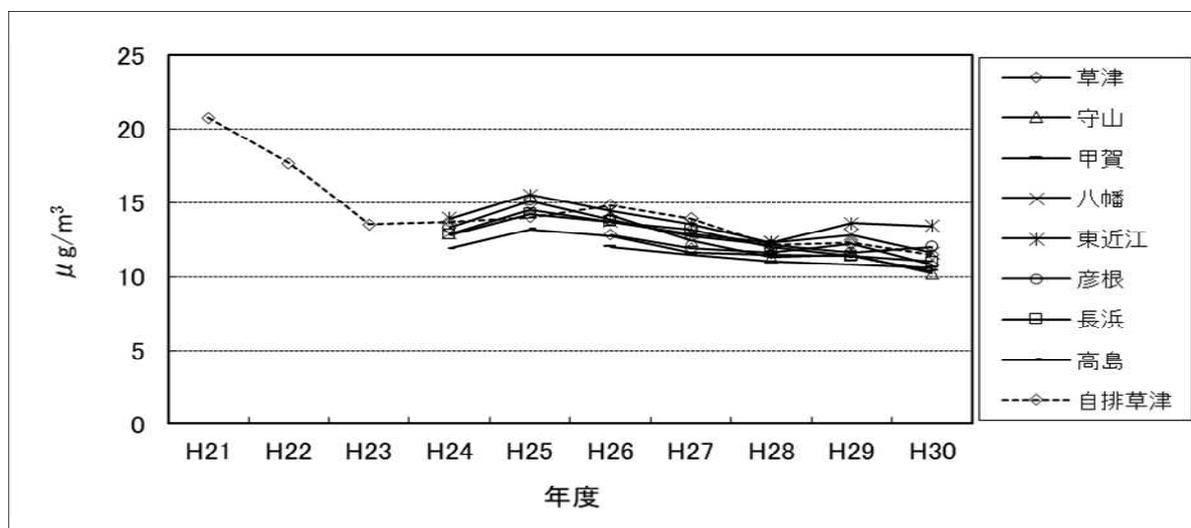
1) 微小粒子状物質 (PM2.5) の年間値

(平成 30 年度)

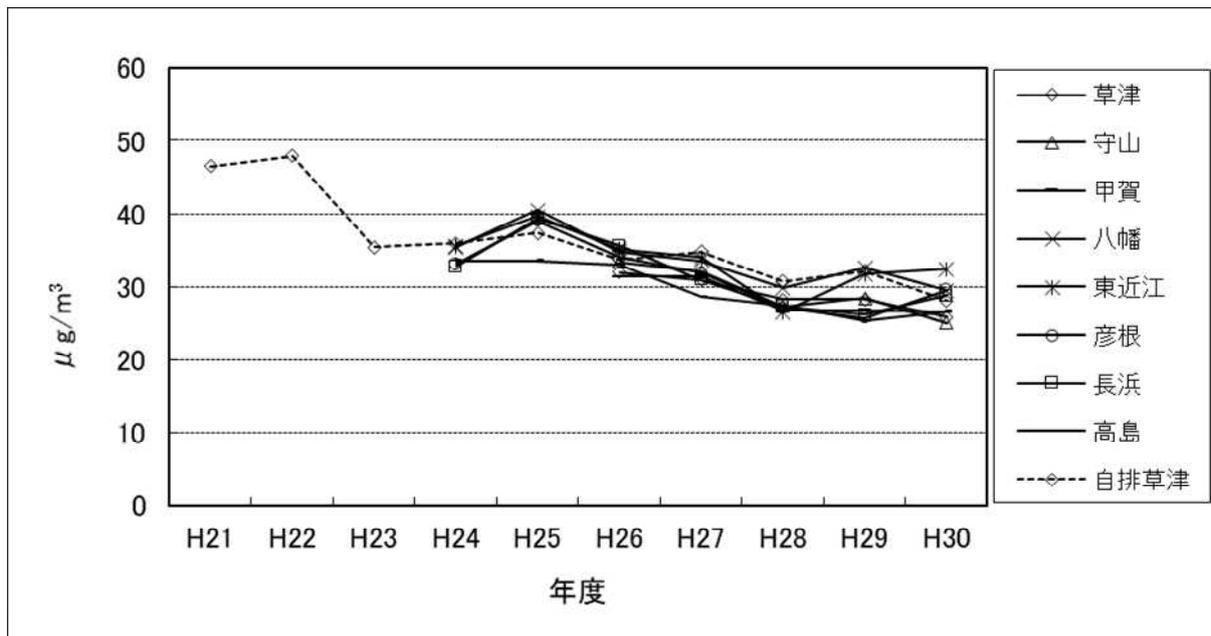
測定局	有効測定 日数	年平均値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値 の最高値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 とその割合		日平均値の 年間98パーセン タイル値 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	日			%		
草津	361	10.8	35.1	1	0.3	25.8
守山	336	10.2	36.5	2	0.6	25.0
甲賀	360	10.6	35.4	1	0.3	26.5
八幡	361	11.6	38.0	1	0.3	29.5
東近江	357	13.4	43.0	3	0.8	32.5
彦根	363	12.0	41.5	2	0.6	29.6
長浜	363	11.0	39.8	1	0.3	28.8
高島	357	10.4	37.4	1	0.3	26.6
自排草津	358	11.5	35.5	1	0.3	28.1

注) 「日平均値の年間 98 パーセント値」とは、1 年間の日平均値のうち、低いほうから 98%に相当する値である。

2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値の経年変化 (過去 10 年)



3) 微小粒子状物質 (PM2.5) の日平均値の年間 98 パーセンタイル値の経年変化 (過去 10 年)



4) 微小粒子状物質 (PM2.5) の月平均値 (経月変化)

